平成２３年（フ）第１６８号
大分市下郡南２丁目６番18号　ヴェルドミールⅠ102
債務者　木村　弘人
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９８８号
大阪府羽曳野市誉田６丁目２番８号、前住所大阪府藤井寺市小山９丁目18番３号
債務者　祐輝建設こと　山本　祐輝
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
大阪市西成区鶴見橋２丁目８番36号、前住所大阪府堺市美原区多治井125番地12
債務者　平松　和義
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第３５号
香川県高松市西ハゼ町208番地２
債務者　有限会社片山組
代表者取締役　長橋　周一
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７９号
愛知県一宮市花池３丁目７番１―105号　花池コーポラス106号
債務者　髙嶋　笙子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７０号
静岡県富士宮市舟久保町28番地の１　市営粟倉住宅Ｆ棟32号
債務者　今野　　治
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１５号
函館市大森町21番３号
債務者　門間　寛治
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６号
函館市大森町21番３号
債務者　門間　庸子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４５号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字東村井20番地12
債務者　中田　勝弘
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５６号
青森県弘前市大字中野２丁目10番地８　メゾン西弘302号
債務者　平田　千秋
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２３号
群馬県太田市鳥山下町639番地20
債務者　稲村　茂子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６３号
沖縄県浦添市大平２丁目21番１―301号　ホープハイツ
債務者　比嘉　清信
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４０号
北海道岩見沢市志文町1180番地51　パークマンションⅡ１―Ａ
債務者　今藤　深雪（旧姓金野）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５６３号
さいたま市桜区田島６丁目３番３―406号
債務者　松田　幸枝（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
新潟県見附市月見台２丁目３番13号
債務者　星野　　茂
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第７６０号
名古屋市南区星崎２丁目15番地　第５タツミビル305号
債務者　高野　　智
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７７号
埼玉県川口市上青木西４丁目26番21号　原田ハイツ103号
債務者　大河内勝人
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係